

内閣府特命担当大臣（こども政策担当）

黄川田 仁志 殿

「0-2 歳保育料負担軽減をはじめとする
保育政策」に関する提言

令和8年6月8日



日本維新の会

代表 吉村洋文

共同代表 藤田文武



「0-2歳保育料負担軽減をはじめとする保育政策」に関する提言

1. 提言策定の背景

昨年2月の自由民主党、公明党、日本維新の会合意（「0-2歳を含む幼児教育・保育の支援」について「更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。」）及び昨年10月の自由民主党、日本維新の会連立政権合意書（「令和7年通常国会で締結した『三党合意』における保育料負担軽減をはじめ、子育て支援施策の大幅な拡充を実現する。」）については、0-2歳保育料負担軽減をはじめとする保育政策の大幅な拡充について未だ課題が残っているところであるため、以下のとおり政府に対して提言する。

2. 負担軽減の方向性

- ・幼児教育・保育の抜本的な負担軽減の方向性として、0-2歳の完全無償化（約6千億円）を最終目標とした上で、財源確保の課題等も踏まえつつ、例えば、
 - ① 第二子以降の多子カウント年齢制限・所得制限の撤廃/第二子半額、第三子以降の完全無償化
 - ② 第二子以降の保育料の無償化
 - ③ 2歳児の保育料の無償化等、段階的に選択実施することを含め中長期的に腰を据えて検討すること。
- ・財源については、令和8年度以降に実施される「租税特別措置・補助金見直し」等による徹底した行財政改革により捻出された財源を活用することが考えられる。

3. 保育体制の強化

(1) 保育士不足による様々な課題

- ・少子化が進む中でも、足もとでは保育士の有効求人倍率が非常に高く、保育士不足は極めて深刻である。
- ・財政力のある自治体に保育士が集中している現状を改善し、保育人材の偏在を解消することが重要である。そのためには、過度の自治体間競争に陥ることがないように、国主導で課題解決を図る必要がある。
- ・また、保育人材不足を背景として、人材派遣業者等が活用されている中で、保育所等において紹介料等の負担が増加している。

(2) 人材確保策の検討

- ・人材確保において、派遣事業者等を利用する必要がなくなるよう、公的職業紹介事業を強化する必要がある。保育人材専門のハローワークとなる「保育士・保育所支援センター」へ機能を集中させ、民間人材派遣事業者アプリと同等の簡便さの実現等、更なる機能強化を図ること。
- ・保育士の公定価格における地域区分について、累次の見直しを行い、地方の水準を都市部に近づけること。
- ・潜在保育士（令和6年 保育士登録者数 約191万人／従業者数 約68万人／潜在保育士 約123万人）が復職しやすいよう、短時間勤務など働く側のニーズに応じた柔軟な働き方が可能な職場環境を整備した上で、その再就職支援の取組を進めること。
- ・各都道府県が策定する地域保育構想として、地域毎の将来的需要予測、適切な規模・地理的アクセスを確保した保育施設の配置・維持、必要な保育人材育成のための教育機関の確保等、地域の保育基盤を守るための包括的デザインを策定すること。市域を越えた園児受け入れ体制と調整システムを構築すること。また形骸化が指摘される（特に小規模な）基礎自治体毎の地域保健計画/子ども・子育て支援事業計画の一元化と改革（広域・包括化）を進めること。あわせて、地域毎に、保育をはじめ分野横断的に持続可能な提供体制を確保できるよう、学齢期や障害・高齢分野のサービスとの連携を含めた保育施設の多機能化を推進すること。

(3) 人材派遣業による保育士派遣に対する「紹介料」等に充当されている経費（一部活用）

- ・保育士確保のための公的職業紹介事業の漸次強化（前述3.(2)）と並行する形で、労働者派遣法第4条第1項第3号に定める「派遣業務の範囲」の変更（保育士を業務範囲から外す）を検討することとし、民間人材派遣業による人材確保策の縮小を図ること。こうして削減された経費分は、保育士の処遇改善等の保育の充実に用いること。

4. 負担軽減の先にある抜本的改革：幼保一元化

(1) 監査制度の統一：施設管理プラットフォームの拡充

- ・今年度スタートする「保育業務施設管理プラットフォーム」の円滑な実施に取り組むこと。
- ・施設管理プラットフォームについて、まずは全ての認可保育所に参画いただいた上で、認可外保育施設へ対象施設を拡大すること。
- ・監査項目の標準化とデータのクラウド化により監査主体による情報共有を進めること。監査の重複項目を排除し効率化に向けた作業を徹底すること。
- ・これらの取組により、園や保育士の負担を軽減し、保育士が子どもと接する時間の最大化を図ること。

(2) 提出書類の「共有」(クラウド化)：施設管理プラットフォームの拡充

- ・各自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）と連携しつつ、給付業務のオンライン申請や行政への提出資料のクラウド化を進めること。
- ・これらの取組により、園や保育士の書類作成負担を軽減し、保育士が子どもと接する時間の最大化を図ること。

(3) 保育所保育指針等の統一

- ・幼稚園教育要領(学校教育法/文科大臣が定める)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法/内閣総理大臣・文科大臣が定める)、保育所保育指針(児童福祉法/内閣総理大臣が定める)の一元化と一元的発出に向け作業を進め、今年度末に告示予定の要領/指針より、一元化を実現すること。
- ・将来的には、一元化を担保するため法改正を実施(学校教育法、認定こども園法、児童福祉法)すること。

(4) 保育士資格と幼稚園教諭免許の統合

- ・保育人材不足を解消するため、一定の研修等要件を満たした「補助保育士」(仮称)を創設し、保育に関わる人材の裾野を広げること。
- ・実績やスキルに応じて保育士の処遇に段階を設け、管理者へのキャリアパスを示すこと。特に地方における保育施設の多機能化(発達支援事業、地域子育て支援事業等)に伴う実績を加算及び資格取得と連携すること。
- ・保育所保育指針等の統合と並行して、保育士と幼稚園教諭の養成課程の統一化、養成機関の一元化等を図り、将来的には保育士資格と幼稚園教諭免許の統合を実現すること。

(5) 園児情報のクラウド化と園同士/小学校との連携

- ・適切な保育実施に必要な園児の情報(健康、家庭養育、発達状況等)をクラウド上で集約し、個人情報保護を徹底しつつ、支援者が必要な範囲で適宜情報閲覧可能な体制を構築すること。
- ・園児が在籍する園が、関連する支援者(児童発達支援事業所、保健センター等)からの情報をクラウド上で集積し、指導要録として小学校に提出すること。

(6) 乳幼児期の教育・保育人材確保の一元的支援

- ・保育士・保育所支援センターにおいて幼稚園教諭も含めた職業紹介等の人材確保支援に取り組み、乳幼児期の教育・保育人材専門の一元的な公的職業紹介を推進すること。

以上